

立川市訪問型サービス(家事支援)サービスコード表(給付制限)

訪問型サービス(家事支援)指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位数
A3 1501 A3 1502	訪問型サービスⅠ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・ 要支援2 1,084 単位	70% 60%	1,084	1月につき
A3 1503 A3 1504	訪問型サービスⅠ/2・同一(制限)	(1)週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	885	
A3 1505 A3 1506	訪問型サービスⅠ/2日割(制限)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 36 単位	70% 60%	36	1日につき
A3 1507 A3 1508	訪問型サービスⅠ/2日割・同一(制限)	(1)週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	32	
A3 1511 A3 1512	訪問型サービスⅡ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・ 要支援2 2,185 単位	70% 60%	2,185	1月につき
A3 1513 A3 1514	訪問型サービスⅡ/2・同一(制限)	(2)週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	1,967	
A3 1515 A3 1516	訪問型サービスⅡ/2日割(制限)	事業対象者・要支援1・ 要支援2 72 単位	70% 60%	72	1日につき
A3 1517 A3 1518	訪問型サービスⅡ/2日割・同一(制限)	(2)週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	65	
A3 1521 A3 1522	訪問型サービスⅢ/2(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 要支援2 3,466 単位	70% 60%	3,466	1月につき
A3 1523 A3 1524	訪問型サービスⅢ/2・同一(制限)	(3)週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	3,119	
A3 1525 A3 1526	訪問型サービスⅢ/2日割(制限)	要支援2 114 単位	70% 60%	114	1日につき
A3 1527 A3 1528	訪問型サービスⅢ/2日割・同一(制限)	(3)週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 80%	70% 60%	103	
A3 1601 A3 1602	訪問型サービス初回加算/2(制限)	ハ 初回加算 200 単位加算	70% 60%	200	1月につき
A3 1603 A3 1604	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2(制限)	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	70% 60%	100	
A3 1605 A3 1606	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2(制限)	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	70% 60%	200	
A3 1607 A3 1608	訪問型口腔連携強化加算/2(制限)	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算	70% 60%	50	1回につき

サービスコード表にない処遇改善、減算に関わるサービスコードについては事前にご相談ください。

令和6年5月31日まで

介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

介護職員等ベースアップ等支援加算

令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

介護職員等処遇改善加算Ⅴ(経過措置区分)(1)～(14)

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入します。
 ※介護職員等処遇改善加算・旧3加算(介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算)は、支給限度管理の対象外の算定項目となります。
 また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
 ※給付制限中の給付率は負担割合に問わず70%(1・2割負担)又は80%(3割負担)となります。